

# 東久留米市中小企業等資金融資 あっせん制度のご案内 ～概要編～

アイコンの説明 <対象者が該当する箇所にアイコンを付けています>

**共** すべての方が対象

**中** 中小企業  
資金融資

**小** 小口零細企業  
資金融資

お申し込み・お問い合わせ

東久留米市  
市民部地域振興課

東久留米市本町三丁目3-1 [市役所6階]  
TEL : 042-470-7743 FAX : 042-470-7811

# 企業資金融資あっせんとは **共**

市内中規模・小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、育成振興及び経営の安定を図るため、市と契約している取扱金融機関へ融資のあっせんを行います。

東久留米市では「東久留米市中小企業資金融資」「東久留米市小口零細企業資金融資」の2種類を制定しています。

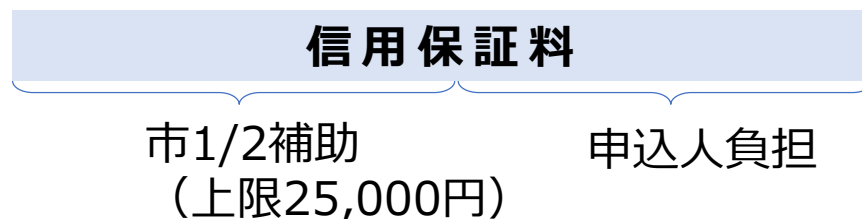
## 本制度の特長 **共**

以下の2点です。

### ①信用保証料の補助

新規借り入れをした方の信用保証料（信用保証をご利用いただく際に申込人が保証協会等にお支払いいただく利用の対価）の2分の1（上限25,000円）を補助しています。

ただし、繰上償還によって保証料の返還があった場合、申請時に偽りがあったことが発覚した場合は、保証料補助金の一部を返還していただく場合があります。



### ②利子補給

市の融資をご利用の方がお支払いいただいた利子の一部について、市から利子補給を行っています。利子補給率は、融資制度一覧表の利子補給率欄をご覧ください。

ただし、申込人が市外に転出した場合、毎月の返済が約定日を過ぎた場合等、利子補給を受けられない場合があります。



**融資のあっせんを希望するすべての申込人は以下の要件を備えていることが必要です。**

1. 融資金の種類に応じて「東久留米市中小企業資金融資あっせん<詳細編>」  
「東久留米市小口零細企業資金融資あっせん<詳細編>」の要件を備えていること。
2. 法人においては確実な連帯保証人を有すること または 東京信用保証協会もしくは東京都農業信用基金協会の保証が定める手続きを行うことで経営保証（連帯保証人）を非提供にできる見込みがあること。
3. 現在かつ将来にわたって、暴力団員等と関与しないこと。
4. 市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税(法人市民税)・都民税・固定資産税・国民健康保険税）の滞納がないこと。

# 中小企業資金融資と小口零細企業資金融資の違い

## 申込可能な申込人の要件の違い

共

中小企業資金融資・小口零細企業資金融資のどちらも該当する場合は併用可能

### 中小企業資金融資

中

### 小口零細企業資金融資

小

#### 1. 資本金、常時使用する従業員数

| 業種   | 資本金    | 従業員数       |
|--|--------|------------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種<br>(ソフトウェア業、情報サービス業を含む) | 3億円以下  | 300人以下(※1) |
| 卸売業  | 1億円以下  | 100人以下     |
| 小売業  | 5千万円以下 | 50人以下      |
| サービス業                                      | 5千万円以下 | 100人以下(※2) |

(※1) ゴム製品製造業は900人以下

(※2) 旅館業は200人以下

| 業種               | 従業員数                                      |
|------------------|---|
| 特定事業(※)を行う会社及び個人 | 常時使用する従業員の数が20人以下<br>(卸売業・小売業・サービス業は5人以下) |
| 事業協同小組合          | 特定事業(※)を行うもの又は<br>組合員の3分の2以上が特定事業(※)を行う者  |
| 特定事業(※)を行う企業組合   | 当該事業に従事する組合員の数が20人以下                      |
| 特定事業(※)を行う協業組合   | 常時使用する従業員の数が20人以下                         |
| 医業を主たる事業とする法人    | 常時使用する従業員の数が20人以下                         |

※特定事業…農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種(中小企業信用保険法施行令第1条で定める業種)

#### 2. ご利用になれない業種等

東京信用保証協会 または 東京都農業信用基金協会の指定に基づく以下の業種。

林業、狩猟業、漁業、水産養殖業(加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く)、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、風俗営業等、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く)、学校(学校法人が経営するもの)、その他(宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)等)

上記業種の中でも対象になる場合があります。

詳細は東京信用保証協会 または 東京都農業信用基金協会(農業関係業種の場合)にお問い合わせください。

東京信用保証協会の指定に基づく。

左記(中小企業資金融資の対象外業種)に加えて、以下の業種

農業、非営利団体、特定非営利活動法人(医業を主たる事業とする場合を除く)

#### 3. 信用保証協会の利用残高

あっせん申込金額と東京都信用保証協会保証付融資残高の合計が2,001万円以上でも申込み可能

あっせん申込金額と東京都信用保証協会保証付融資残高の合計が2,001万円以上の場合申込み不可

# 中小企業資金融資と小口零細企業資金融資の違い

## 申込可能な申込人のメリットの違い

### 中小企業資金融資

中

#### 1. 責任共有制度

責任共有制度(金融機関が一定の信用リスクを負う制度)の対象。

信用保証協会等 8割 : 取扱金融機関 2割

#### 2. 東京都融資制度との併用

併用不可。

### 小口零細企業資金融資

小

責任共有制度(金融機関が一定の信用リスクを負う制度)の対象外。

信用保証協会等 10割

金融機関から融資を受けやすくなる可能性あり。

以下の要件を備えている場合、併用可能な場合あり。

- ・運転資金・設備資金・併用資金・経営安定化資金の申込み
- ・市要件に加え、法人税・事業税・その他租税の未申告および滞納、社会保険料の滞納がないこと
- ・その他金融機関が求める書類の提出

併用が承認された場合、東京都においても保証料補助があるため、申込人の負担が減る。

#### 信用保証料

都1/2補助

都補助後の1/2を  
市が補助  
(上限25,000円)

申込人負担

# ～手続きの流れ～

共

申込



申込人（委任された金融機関）は申込書等必要書類を市に提出

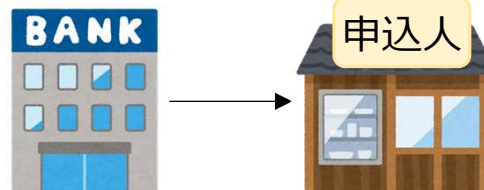
あっせん決定



あっせん決定  
通知書

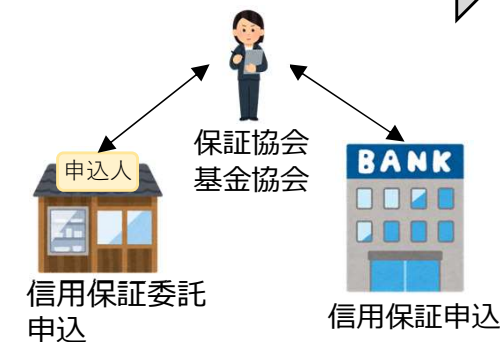
市は融資状況や書類内容を確認し、要件を満たしている場合はあっせん決定通知書を発行。申込人（委任された金融機関）は受け取るために来庁。

実質調査



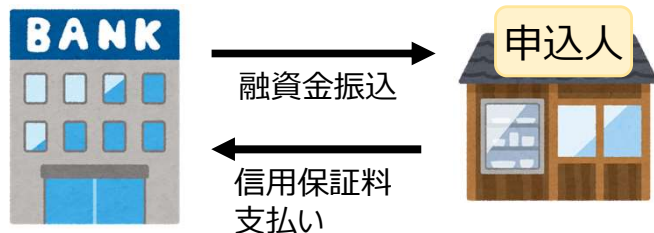
金融機関は申込人への実質調査を実施

信用保証



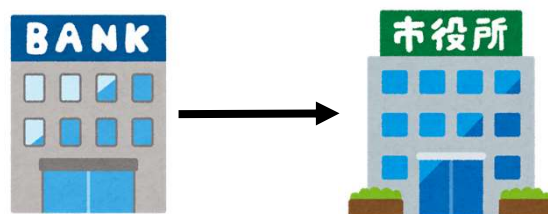
申込人は信用保証委託申込、金融機関は信用保証申込を行う。  
東京保証協会または農業信用基金協会の信用調査を実施。承認後、信用保証書発行。

融資実行



金融機関は融資の実行および申込人は金融機関を通じて信用保証料を支払う

貸付け可否報告



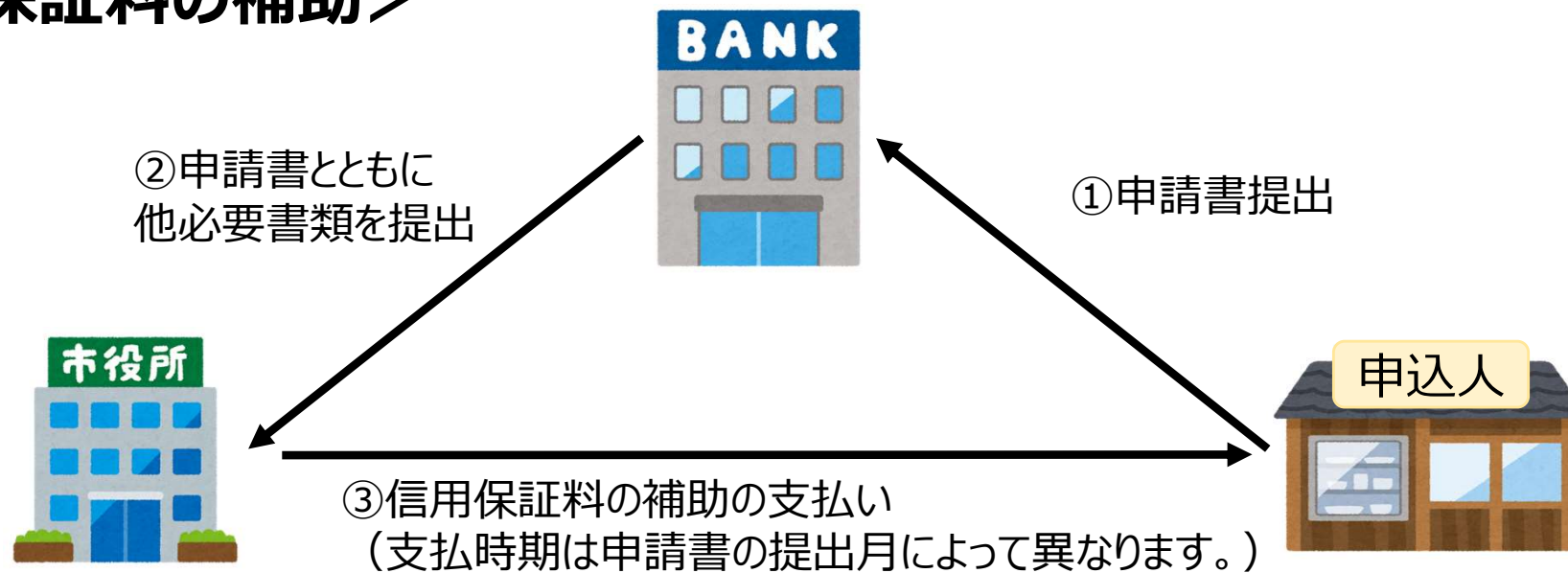
金融機関は融資の貸付けの可否について報告します。

返済

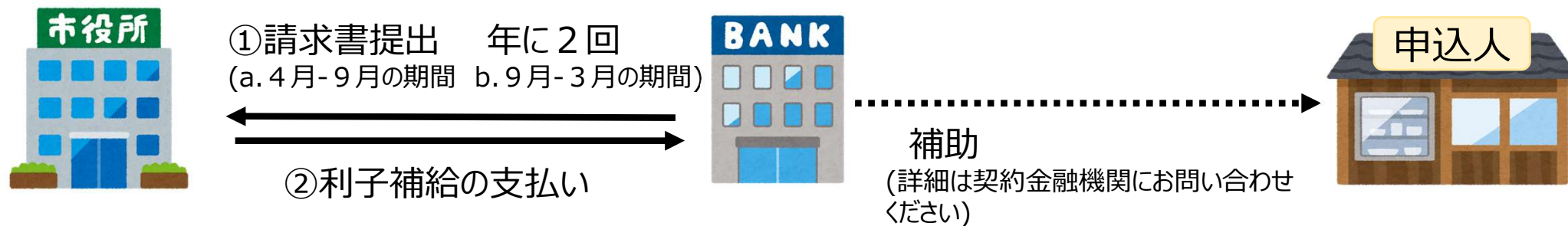


申込人は遅延なく、計画的な返済をお願いします。

## <信用保証料の補助>



## <利子補給>



## 中小企業資金融資 中

の申込み



資料  
『東久留米市中小企業資金融資の  
あっせん<詳細編>』を確認

## 小口零細企業資金融資 小

の申込み



資料  
『東久留米市小口零細企業資金融資  
のあっせん<詳細編>』を確認



必要書類をそろえる 共



市役所 6 階 地域振興課 に提出 (金融機関に委任も可能) 共

※審査に5営業日程度かかります。日程に余裕をもったご提出をお願いいたします。